多度津町

令和５・６年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

多度津町に測量・設計コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。

登録が必要な業種

申請業種には、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。登録が必要な業種（業務）は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資格審査を行う業種 | 略称 | 登録が必要な業務 | 必要な登録 |
| 測量 | 測量 | 測量一般、地図の調製、航空写真 | 測量業者 |
| 建築関係建設コンサルタント業務 | 建築 | 建築一般、意匠、構造 | 建築事務所  （契約締結をする営業所） |
| 土木関係建設コンサルタント業務 | 土木 | － | － |
| 地質調査業務 | 地質 | － | － |
| 補償関係コンサルタント業務 | 補償 | 不動産鑑定 | 不動産鑑定業者 |

用　語　の　定　義

県内業者…**香川県内**に本社（本店）がある者のことをいいます。

　県外業者…**香川県以外**にある本社（本店）がある者のことをいいます。

　営業所　…**本店（本社）、支店（支社）営業所等**をすべて含みます。

入札参加資格者名簿の公表について

多度津町測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿については、**令和５年４月３日（月）**に多度津町ホームページで公表します。個別に通知をすることはありませんので、各自町ホームページを確認してください。

提　　出　　方　　法　　等　　に　　つ　　い　　て

**１　提出方法**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | ・**持参**または**郵送**　**※審査日が異なるので、下記審査日時を確認すること。** |
| 提出部数 | ・１部 |
| ファイル | ・**個別フォルダー**（●イエロー（黄色系））  ※フラットファイル及びその他指定外のファイルでの提出は無効となります。詳しくは**「個別フォルダーの使用について」**を確認してください。  ・**Ａ４判のみ**受け付けます。  ・「受付確認シート」に記載された順序で綴ってください。 |

**２　審査日時・場所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査日時 | 持参の場合 | 郵送の場合 |
| 令和５年  1月５日（木）～1月18日（水）  【午前】９時～11時30分  【午後】１時～４時30分  （土日祝を除く。） | 令和５年  １月19日（木）～１月31日（火）  （受付最終日の消印有効） |
| 令和５年１・２月　　　　　　　持参　　　　　　　　　郵送   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | | ８ | ９ | １０ | １１ | １２ | １３ | １４ | | １５ | １６ | １７ | １８ | １９ | ２０ | ２１ | | ２２ | ２３ | ２４ | ２５ | ２６ | ２７ | ２８ | | ２９ | ３０ | ３１ | １ | ２ | ３ | ４ | | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | １０ | １１ |   持参による申請の場合は審査日期間中の閉庁日（土日祝）は除きます。**審査日時以外に提出されたものは無効となりますので十分に注意してください。** | |
| 場　　　所 | 多度津町役場　総務課（本庁舎２階） | |

・受付時間を厳守してください。

・期間の後半は混雑が予想されるため、可能な限り期間に余裕を持って申請してください。

**３　有効期間**

|  |
| --- |
| 令和５年４月１日　～　令和７年３月31日 |

**４　申請書類等**

次の該当する項目について申請書類を作成すること。

（◆：多度津町独自様式、◎：必須提出、○：該当する業者のみ提出、－：提出不要）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 提　出　書　類 | | | （a） | （b） | （c） | （d） | （e） |
| 県内業者であり、本社のみを申請 | 県内業者であり、県内の営業所を申請 | 県外業者であり、本社のみを申請 | 県外業者であり、県内の営業所を申請 | 県外業者であり、県外の営業所を申請 |
| 1 | 受付確認シート（a～eのいずれか） | ◆ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 2 | 測量・建設コンサルタント業務等  入札参加資格審査申請書 | ◆ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 3 | 申請営業所調書 | ◆ | | － | ◎ | － | ◎ | ◎ |
| 4 | 経営規模等総括表 | ◆ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 5 | 希望業務等総括表 | ◆ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 6 | 技術職員総括表 | ◆ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 7 | 委任状 | ◆ | | － | ◎ | － | ◎ | ◎ |
| 8 | 誓約書 | ◆ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 9 | 多度津町税（全ての税目）の滞納のない証明書 | 納税証明書等 | | ○ | ○ | － | ○ | － |
| 10 | 香川県税（全ての税目）の納税証明書 | ◎ | ◎ | － | ◎ | － |
| 11 | 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 12 | 個人住民税の滞納がない旨の証明書 | ○ | ○ | － | ○ | － |
| 13 | 測量法第55条の８の規定に基づく書類 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 各登録規定第７条に規定する現況報告書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 商業登記簿 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 16 | 業務経歴書 | | ◆ | ○ | ○ | － | ○ | － |
| 17 | 財務諸表 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 18 | 登録証明書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

**５　提出書類の注意事項等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 提　出　書　類 | 説明・注意事項等 |
| １ | 受付確認シート（a～e） | ・指定様式（a～e）のうち、該当する書式を使用すること。  （a）→県内業者であり、本社のみを申請する場合  （b）→県内業者であり、県内の営業所を申請する場合  （c）→県外業者であり、本社のみを申請する場合  （d）→県外業者であり、県内の営業所を申請する場合  （e）→県外業者であり、県外の営業所を申請する場合 |
| ２ | 測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 | ・指定様式を使用すること。  **・申請営業所数は、本社（主たる営業所）を含めて２箇所までとする。**  ・同一業種を、複数の営業所（本社を含む。）で申請することはできない。  ×例１）大阪支店　測量　×例２）本社　　　　建築  　　　　　　高松支店　測量　　　　　高松営業所　建築 |
| ３ | 申請営業所調書 | ・指定様式を使用すること。  ・申請する業種の全部又は一部について、測量・建設コンサルタント業務等に係る**見積り、入札及び契約締結等に関する一切の権限を営業所に委任する場合**に必要となる。 |
| ４ | 経営規模等総括表 | ・指定様式を使用すること。 |
| ５ | 希望業務等総括表 | ・指定様式を使用すること。 |
| ６ | 技術職員総括表 | ・指定様式を使用すること。 |
| ７ | 委任状 | ・指定様式を使用すること。  ・№３「申請営業所調書」に併せて提出すること。 |
| ８ | 誓約書 | ・指定様式を使用すること。  ・本社（主たる営業所）の代表者（個人事業主の場合は個人）名により誓約すること。 |
| ９ | 多度津町税（全ての税目）の滞納のない証明書  【コピー可】 | ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）がある事業者が対象となる。  ・法人の場合は法人の、個人事業主の場合は個人のものが必要となる。   |  |  | | --- | --- | | 発　行　窓　口 | 電　話　番　号 | | 多度津町　税務課 | 0877-33-1118 |   ・**令和４年10月１日以降に発行されたものであること。** |
| 10 | 香川県税（全ての税目）の納税証明書  【コピー可】 | ・香川県内に申請する営業所（本社を含む。）がある事業者が対象となる。  ・『納税証明書』入札参加資格申請用  ・**令和４年10月１日以降に発行されたものであること。**  ・すべての税目で未納の税額が無い旨の証明書が必要。  ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印と受領者の本人確認が必要となる。  ・交付手数料として、１通につき400円の**県証紙**が必要となる。  ・香川県税の納税証明については、次のホームページから確認すること。  （県税のページ）  <https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>  （県税のページ　Ｑ＆Ａ納税証明書について）  https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/  q\_and\_a/qa013.htm#q5 |
| 11 | 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書  【コピー可】 | ・提出を行う納税証明書の種別について  　法人の場合（様式その３の３）  　個人の場合（様式その３の２）  **・令和４年10月１日以降に発行されたものであること。**  ・国税の納税証明については、次のページから確認すること。  <http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>  ・納税証明書のオンライン交付請求について  ※電子納税証明書は提出不可なので注意すること。  <http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm> |
| 12 | 個人住民税の滞納が無い旨の証明書  【コピー可】 | ・香川県内（多度津町除く。）の個人事業主のみ必要となる。  ・令和４年１月１日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要となる。  ・様式は香川県ＨＰに掲載しているものを使用すること。  **・令和４年10月１日以降に発行されたものであること。** |
| 13 | 測量法第55条の８の規定に基づく書類  【コピー】 | ・申請業種「測量」を希望する場合に提出すること。**※申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できない。**  ・測量法第55条の８の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）を提出すること。  ・国土交通省地方整備局に提出したもののコピーで、受付印は不要とする。  ・提出日を余白に記入すること。 |
| 14 | 各登録規程第７条に規定する現況報告書  【コピー】 | **・申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録がない場合でも申請可能。**  ・国土交通省地方整備局の受付印があるもの。未返却の場合は提出日の余白に記入すること。  ・各登録規程の提出書類は下記のとおりとする。  〇申請業種「土木」→建設コンサルタント登録規程の現況報告書一式  〇申請業種「地質」→地質コンサルタント登録規程の現況報告書一式  〇申請業種「補償」→補償コンサルタント登録規程の現況報告書一式 |
| 15 | 商業登記簿  【コピー】 | ・№13「測量法第55条の８の規定に基づく書類」、№14「各登録規程第７条に規定する現況報告書」の書類がない場合に提出すること。  ・法人の場合に提出すること。  **・令和４年10月１日以降に発行されたものであること。** |
| 16 | 業務経歴書（１年分） | ・指定様式を使用し、業種ごとに作成すること。  ・香川県内に申請する営業所（本社含む）がある場合提出。  ・№13「測量法第55条の８の規定に基づく書類」、№14「各登録規程第７条に規定する現況報告書」の書類がない場合に提出すること。  ・№13「測量法第55条の８の規定に基づく書類」、№14「各登録規程第７条に規定する現況報告書」の書類がある場合でも、**申請業種「建築」を申請する場合は「建築」の業務経歴書を提出すること。** |
| 17 | 財務諸表（１年分）  【コピー】 | ・№13「測量法第55条の８の規定に基づく書類」、№14「各登録規程第７条に規定する現況報告書」の書類がない場合に提出すること。 |
| 18 | 登録証明書  【コピー】 | ・**測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者**の登録を受けている場合に提出すること。これら以外の登録に関する証明書は不要とする。  ・測量業者の場合は№13「測量法第55条の８の規定に基づく書類」を提出する場合は提出を省略することができる。  **・令和４年10月１日以降に発行されたものであること。** |

注：申請業種「建築」を申請する場合の注意点

１　**建築のみ**を申請する場合

建築一般・意匠・構造の３業務については登録が必要ですが、申請業種「測量」「土木」「地質」「補償」のような現況報告書提出の定めがないため、登録の有無に関わらず、№15「商業登記簿」、№16「業務経歴書」及び№17「財務諸表」の提出が必要です。

２　**建築と併せて他の業種**を申請する場合

№13「測量法第55条の８の規定に基づく書類」や№14「各登録規程第７条に規定する現況報告書」を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、「建築」の№16「業務経歴書」を提出してください。（№15「商業登記簿」、№17「財務諸表」は不要です。）

**６　問合せ先**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担　当　窓　口 | 住　　　所 | 連　　絡　　先 |
| 多度津町役場総務課  　　　 管財契約係 | 〒764-8501  香川県仲多度郡多度津町栄町  三丁目３番95号 | ＴＥＬ：0877-33-1110  ＦＡＸ：0877-33-2550 |